

第2回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成29年8月7日 午後3時～午後4時30分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員（14人）

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
委員	1番	武士	千雅子
	2番	羽鳥	誠
	3番	川端	浩二
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	9番	金田	邦夫
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	13番	新井	正芳
	15番	勅使川原	亨
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員（2人）

10番	峯岸	恵美子
14番	齋藤	三千男

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

6、その他

- ・農地の現況確認願について
- ・農地パトロール（利用状況調査）について
- ・活動記録簿について
- ・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 大谷 義久
事務局 斉藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第2回総会を開会いたします。
本日は、出席委員は14名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、3番 川端委員・4番 下田委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の斉藤氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。
議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号42900102について議案書と詳細を朗読、説明】

議長 番号1、42900102の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42900102については、既存建物の一部と倉庫が建っている場所が転用許可を受けていなかったということで、現地確認をしましたが、実際居宅が建っており、30年以上この状態であったということから許可相当と判断しました。

議 長 　　ありがとうございました。

議 長 　　それでは、質疑に入りたいと思います。42900102 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 　　よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900102 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 　　全員賛成ということで、受付番号 42900102 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

　　続いて、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 　【議案第 2 号 番号 1 受付番号 42900103 について議案書と詳細を朗読、説明】

　【議案第 2 号 番号 2 受付番号 42900104 について議案書と詳細を朗読、説明】

　【議案第 2 号 番号 3 受付番号 42900105 について議案書と詳細を朗読、説明】

　【議案第 2 号 番号 4 受付番号 42900106 について議案書と詳細を朗読、説明】

議 長 　　番号 1、42900103 の審議を行います。この件に関しまして、農振部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 　　42900103 につきましては、貸し人はこの土地しか無く、周りの農地に影響がある場所ではなく、分家ですので許可相当と判断しました。

議 長 　　ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。42900103 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 　　よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900103 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 42900103 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして番号 2、42900104 の審議を行います。この件に関しましても、農振部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42900104 につきましても、現地確認をしたところ、貸家住宅が建っている場所であり、是正でありますので、転用による周りの農地への影響はないと判断できますので、許可相当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42900104 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900104 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 42900104 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして番号 3、42900105 の審議を行います。この件に関しましても、農振部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42900105 につきましても、北側に農地が残りますが、貸し人が自家用米を作るために残したということですので、転用による周りの農地への影響はないと判断できますので、許可相当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42900105 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900105 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 42900105 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして番号 4、42900106 の審議を行います。この件に関しましても、農振部会が現地調査を行っておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 42900106 につきましては、道路を挟んで両側であります。隣地に施設を建設し、その駐車場として利用するということですので、許可相当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。42900106 について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員 申請者はどんな法人なのか。

事務局 【定款を読み説明】

議 長 他にありますか。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42900106 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 42900106 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

なお、4条5条は県の許認可ですので、町農業委員会の意見を添付して県へ申請書を提出いたします。

また、3,000 m²以上の案件と農業委員会が必要と認めた案件については、県農業会議の意見も添付して県へ提出することになっておりますが、今回3,000 m²以上の案件はありませんでしたので、農業委員会が必要と認めた案件ですが、採決が全員賛成の場合、農業会議の意見は必要なしとしたいと思います。

本日の案件は全て全員賛成でしたので、農業会議の意見は必要なしと致します。

次第4の議事については、終了といたします。

次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

議長 報告事項について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

委員 相続を見ると共有で相続しているものが多いですが、こんなに共有名義にする人が多いのか。共有が増えると耕作放棄地が増える原因になるのではないか。

議長 今回は多いと思いますが、相続関係まで農業委員会が口を挟むことではないが貸し借りするのも大変になるし、耕作放棄の原因にもなるかと思しますので、事務局に相談があれば、共有名義にしないよう話しをしていただきたいと思います。その他、何かありますか。

(なしの声)

議長 発言は無いようですので、次第5については終了といたします。続きまして、次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 【・農地の現況確認願について

- ・農地パトロール（利用状況調査）について
- ・活動記録簿について
- ・その他について、朗読、説明】

議長 本日現地確認しましたが、耕運されていて畑になっていますので、畑として処理していただいて問題ないかと思しますので、そのように処理をお願いいたします。

議長 次に農地パトロール（利用状況調査）についてですが、何かありますか。

委員 1年に1回でも、草刈りなり管理をしていれば耕作放棄地とはいわないのか。

事務局 自己保全管理を行っており、農地として利用出来る状態であれば耕作放棄地とは判定いたしません。

委員 パトロールで回ってみても、現時点で草が生えているが、冬は麦をやっているとかわからないので定期的にドローンを飛ばして、航空写真を撮っていれば、足で回るより確実に早いのではないか。

事務局 確かにそうですが、各地区から委員が出ていますので、田畑の所有者や耕作者、栽培作物については、みなさん地元のことは分かっていると思います。判断出来ないものは地元委員に聞いて判断するようお願いいたします。

委員 農地の全筆図を全員に配布して欲しい。

事務局 わかりました。次回お配りいたします。

議長 その他、委員より何かありますか。
なければ、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人